

定例常任会議情報

第325回常任会議
平成19年10月18日
徳島県農業会議

< 農業委員会関係者の皆さんへ >

10月18日開催の第325回常任会議員会議で審議されました内容について、資料を添付して送信します。定例農業委員総会等でのご報告にご活用下さい。

< 第325回常任会議員会議の審議内容について >

農地法第4条・第5条並びに第20条の規定の基づく意見

10月の定例常任会議員会議で審議した農地法に基づく転用許可面積は下表のとおりです。なお、諮問案件は原案どおり許可相当と決定しました。（県知事及び権限移譲された阿南市、那賀町、牟岐町からの諮問があった農地面積）

農地法第4条・第5条転用許可の面積

単位：m²

	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	合計
10月	13,976	0	29	13,071	5,551	714	770	0	3,992	10,322	48,425

最近の農地制度・政策等の見直しをめぐる動きについて

昨年暮れから現在にかけて、各界各層において「農地制度・政策等の見直し」をめぐる活発な議論が行われているが、「経済財政諮問会議のグローバル改革専門委員会の第1次報告（05.08）」や、「自由民主党の農地政策検討スタディチームでの中間取りまとめ（3月5月）」、農林水産省の農地政策に関する有識者会議での論点整理（3月、5月）と、8月24日に公表された「新たな農地制度体系（見直しの方向（案）」について、検討状況の概要について説明をした。

なお、農林水産省の有識者会議で3月9日と5月15日に行われた論点整理は以下のとおりですが、この論点整理を踏まえて取りまとめられた「農地制度の見直しの方向（案）」をベースに、11月中には具体的な取りまとめが行われる模様です。

（1）農地の面的集積（3月9日）

農地は限りある経営・生産資源として有効利用するとの理念の明確化と浸透

有効利用のインセンティブを与えるため、面的集積の取組み参加者へのメリット措置の集中化・重点化
面的集積を促進する機能を持つ組織による、出し手・受け手の関係の遮断、その農地の一括引き受けと
担い手への再配分、賃借料の徴収等の代行

同組織の市町村単位を基本とした全域をカバーする組織としての整備など

（2）農地の権利移動規制、優良農地の確保（5月15日）

個人の農地の権利取得要件を経営実態に即したものに

農業生産法人の要件を経営の多角化・高度化や資本の充実に資する

企業等の円滑な参入のため参入区域の設定の改善や参入手続きの簡素化等所要の見直し、農地所有は慎重に対応

優良農地を担い手の意向も踏まえ、公共転用のあり方も含め、保全・確保を一層推進

農地の農振農用地区域への編入を一層促進

遊休農地の活用促進策を実施、耕作放棄地発生防止の有効施策を総合的に推進 など

（この説明の資料については、各市町村あてに農業委員数+事務局分を送付しますので、ご活用下さい。）

農業者年金加入推進大会の開催について

県下の農業者年金制度に関わる各機関が一堂に会し、加入推進に関する情報を交換するとともに、今後の加入推進活動の意志結集を図ることを目的に、「農業者年金加入推進大会」（主催：徳島県農業会議、徳島県農業協同組合中央会）が11月8日に徳島市北佐古1番町のJA会館別館ホールで開催される。大会は、農業者年金基金の石島一郎理事（元徳島県農林水産部長）から情勢報告を受けた後、阿南市農業委員会の萩野敏則会長から加入推進活動について事例発表がある。また、参加者全員による申し合わせ決議により加入推進活動の意志結集を図ることとしている。

なお、東京大学名誉教授の今村奈良臣先生から「知恵とパワーで地域農業を変えよう」と題して記念講演が予定されている。

（市町村農業委員会、農業協同組合の役職員、加入推進部長の参加方ご配慮下さい。）

農政改革に関する地方キャラバンの結果について

品目横断的経営安定対策をはじめ農政改革について、農林水産省の地方キャラバンが行われた。本県では9月20日、21日の両日にわたって、経営局調査官をキャップに総勢7名が阿南市、県庁、県農業会議、JA中央会、上板町を訪れた。本会議では、地方キャラバンに際して、予め農業委員会や市町村担い手協議会から意見を取りまとめし、国の農政に対し、農村現場の率直な意見を述べた。

（添付のファイルを参照して下さい）

その他

次回の第326回常任会議員会議は、11月19日(月)13時30分からで、場所は、徳島市新蔵町「徳島合同庁舎会議棟A会議室」で開催する予定。

徳島県農業会議第325回常任会議員会議次第

日時 平成19年10月18日

場所 「徳島合同庁舎 会議棟」

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 議 題

- (1)農地法の規定に基づく意見について
- (2)最近の農地制度・政策等の見直しをめぐる動きについて
- (3)農業者年金加入推進大会の開催について
- (4)農政改革に関する地方キャラバンの結果について
- (5)その他

5 閉 会

最近の農地制度・政策等の見直しをめぐる動きについて

平成19年9月7日
全国農業会議所

農地制度等の見直しをめぐる動き

グローバル化改革

経済財政諮問会議

2006.10 『創造と成長』のための7大重点改革分野
「グローバル化改革」
(輸出できる強い農業、国境措置に依存しない農業)

2007.1 グローバル化改革専門調査会
EPA・農業ワーキングG (05.08中間とりまとめ)

05.08 調査会・第1次報告
農地の利用・所有は原則自由
定期借地権創設・農地利用に供託金制度・農地情報開示
透明性ある農地利用料の決定・標準小作料制度の廃止
公正な第三者機関の設置(全国・都道府県)
農地関係税制・ゾーニング規制の見直し
所有権を移転しやすい仕組みの創設

05.09 民間議員意見「強い農業の第一歩」

06.19 「経済財政改革の基本方針2007」
(骨太方針2007)
<ポイント> 「21世紀新農政2007」を着実に実施
農地の所有と利用の分離
<具体的手段>
秋までに農地に関する改革案と工程表をとりまとめ
・5年程度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作
放棄地ゼロを目指す
・農地リースの加速
・農業生産法人要件の見直し、農地の権利設定・移転
しやすい仕組みをオプションとして用意

規制改革会議 規制改革・民間開放推進会議

2007.1 ・前倒して改組・検討課題に即しワーキングG等を設置、議論

05.30 ・規制改革会議第1次答申取りまとめ

06.22 ・新3か年計画閣議決定

年度後半 農地政策の再構築に向け検討

新たな国家戦略の確立

農林水産省

2006.11~ 農地政策全般の検証
国内外調査
プロジェクトチームの設置・検討

2007.1 「農地政策に関する有識者会議」の設置
・「有識者会議」「専門部会」を設置
・法令、予算、税制等、農地に関する政策全般を対象
・検討項目は 担い手への面的集積
優良農地の確保、遊休農地対策の推進
法人化、新規参入の促進 等

03.09 「農地の面的集積」
・農地は限りある経営・生産資源として有効利用するとの理念の明確化と浸透
・有効利用のインセンティブを与えるため、面的集積の取組み参加者へのメリット措置の集中化・重点化
・面的集積を促進する機能を持つ組織による、出し手・受け手の関係の遮断、その農地の一括引き受けと担い手への再配分、賃借料の徴収等の代行
・同組織の市町村単位を基本とした全域をカバーする組織としての整備 など

05.15 「農地の権利移動規制、優良農地の確保」
・個人の農地の権利取得要件を経営実態に即したものに
・農業生産法人の要件を経営の多角化・高度化や資本の充実に資する
・企業等の円滑な参入のため参入区域の設定の改善や参入手続きの簡素化等所要の見直し、農地所有は慎重に対応
・優良農地を担い手の意向も踏まえ、公共転用のあり方も含め、保全・確保を一層推進
・農地の農振農用区域への編入を一層促進
・遊休農地の活用促進策を実施、耕作放棄地発生防止の有効施策を総合的に推進

08.24 「新たな農地制度体系(見直しの方向(案))」

秋 とりまとめ

自由民主党

2006.12~ 「農地政策検討スタディチーム」を設置
(座長:近藤基彦農林部会長)
1月末から本格的な検討(週1回ペースで議論)
谷津総合農政調査会長、農林部会正副部会長、農林幹部などで農地政策全般を検討

3月・5月 中間とりまとめ
農地は生産資源として有効に利用
地域の農地を一括して引き受け、担い手に再配分する機能を有する組織(面的集積組織)を原則、市町村段階を基本に全域を確保する形で確保
コーディネーターを育成、活動をサポート
農地の面的集積の加速化、制度・予算・税制等必要な措置を確保
市町村・農業委員会・土地改良区等がそれぞれ有している農地情報の相互利用、一元化を促進
優良農地の保全・確保、農地の農用区域への編入のさらなる促進措置
遊休農地の活用促進策、更なる耕作放棄地発生防止措置
個人の農地の権利取得要件等の見直し
農業生産法人要件の見直し
特定法人貸付事業の参入区域設定や手続き等の見直し

2006.5 日経調・農政改革高木委員会提言
わかりやすい農地制度、情報の開示、所有と利用の分離、農地利用監視のための第三者機関の設置、農地転用に係る制度の抜本的見直し

2006.12 規制改革・民間開放推進会議 第3次答申
認定農業者制度の見直し
農地の所有と利用の分離
農業委員会のあり方を見直し
農協経営の透明化、健全化等

新たな農地制度体系(見直しの方向)案と全国農業会議所の考え方

農水省・見直し案

新たな理念:農地の有効利用

1. 農地の権利移動規制

農地の貸借(利用)の規制を緩和

- ・「機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込み」の場合、原則許可

農地の所有は規制を堅持

- ・農業生産法人制度・農業従事要件は堅持
- ・20年以上の長期貸借制度を創設

2. 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地対策をきめ細かく全国規模で実施

- ・耕作放棄地の現状把握、解消計画、状況に応じた処方箋を提示

耕作放棄地の指導措置を使いやすく改善

- ・市町村長勧告等の発動基準の明確化等

3. 農地の転用規制

農用地区域からの除外を厳格化

公共転用を秩序ある農地転用に誘導

- ・病院・学校等の公共転用を許可対象に
- ・農用地区域への編入を促進し、優良農地を確保
- ・農振地域の指定面積・農用地区域への編入要件を見直し

4. その他

- ・小作地所有制限、標準小作料等の既存規制を廃止・見直し
- ・「小作」等の用語の見直し

5. 担い手への面的利用集積促進措置

担い手への農地の面的集積を促進するための取組を実施

集団的な権利移転(面的集積組織による取組)

- ・新たな面的集積組織が地域の所有者等に対し貸し出し促進の説得・調整を働きかけ、集団的な権利移転の計画を策定し、面的集積を加速

望ましい権利移動への誘導(集団的な権利移転に不参加)

- ・所有者の所有農地を権利設定・移転する場合に、担い手に優先的に権利を設定・移転

全国農業会議所・考え方(未定稿)

「さらに慎重な検討が必要」!

- ・食料・農業・農村基本法等における育成すべき担い手像と新たな農地政策の下での担い手のあり方は整合性がとれなければならない

→ 権利移動規制は引き続き堅持

- ・利用に限っても原則自由とした場合には、担い手への利用集積や秩序ある農地利用が確保できない恐れがあり、企業等の参入については特定法人貸付制度の維持、都市住民の農地利用については地域を限定した取り組みが必要
- ・貸借権を所有権とは別の基準として見直すことが法制度上成り立ちうるか疑問
- ・利用権に限って規制緩和しても結果として、農地の所有権(底地)の移動が自由となる恐れ
- ・一般の法人の利用は自由にして、農業生産法人にはより厳しい要件を残しておく根拠が弱くなる
- ・農地の借り主と実際に農作業等に従事する者が異なるような状況を生み出さないよう、しっかりした規制措置が必要
- ・将来、農地所有の自由化にもつながりかねず、農村現場に不安感や不信感
- ・長期の賃貸借では、有益費問題や、定期的の場合、解約への対応等が課題

→ 事後規制措置の強化が必要

- ・耕作放棄地の発生防止・解消の一般的措置を講じたとしても、許可要件を緩和するのであれば、事後規制の強化が必要でないか
- ・非農地証明の発行基準について国の統一的基準が必要

→ 現行制度の堅持が前提

- ・小作地所有制限の廃止は利用権についての規制緩和との関連であると思われるが、底地の権利移動に影響を与える恐れ
- ・地域における賃借料の目安としての標準小作料の制度は必要

→ 一般原則緩和との整合性を確保

- ・一般原則で規制を緩和し、貸借での利用を認め、面的集積においてはさらなる効率的利用を求め、いわば利用・所有に規制を強化することは、難しいのではないか

全国農業会議所の政策提案に向けた検討と具体的な対応等

農地政策の再構築に向けた提案
= 07.5.31全国農業委員会会長大会にて決議 =

1. 農地政策の再構築に向けた基本的考え方

農地に関する基本的理念の明確化
農地の権利移動規制・転用規制の堅持
農地の管理・利用システムの再構築
農地情報の一元管理と効率的利用の推進
育成すべき担い手像と農地政策の整合性の確保
小作人、小作地等の法律用語の見直し

2. 450万haの農地確保に向けた対策の強化

農地利用実態調査の制度化
農地情報の一元管理と効率的利用
農業振興地域制度及び農地転用制度の厳正実施

3. 認定農業者等の担い手への面的な農地利用集積の促進

面的な農地利用集積促進システムの確立
農用地利用集積計画の再設定の仕組みの検討

4. 農地の適正かつ効率的な利用を担保する措置の確保

農地の権利取得要件の確保
農業生産法人の要件の確保
企業等による農業への秩序ある参入

5. 農地相続と農業経営の継承の円滑化

不在村農地所有者の把握と農地管理の支援
遺産分割未了農地等の利用権設定手続きの簡素化
借地型農業における円滑な経営継承の支援

6. 公共・環境資源としての農地の確保と保全

「保全農地」等の農地制度上の位置づけの検討
遊休農地の類型区分と活用策の提示
都市住民等の農地利用への対応
都市地域の農地の利用と評価の検討

7. 新たな農地管理体制の体系的整備

関係機関・団体の連携強化等
農委組織と農地保有合理化法人の共同事業の創設

対応や新たな取組み

1. 農地情報提供活動の強化

農地情報の収集・提供活動の取組み強化
(品目横断的経営安定対策、遊休農地解消、特定法人貸付事業等への対応)
農業会議による大規模担い手との農地情報のマッチングの取組みの推進
農業法人や経営者組織等への情報提供・意向把握

2. 田舎の農地利用相談活動事業の拡充(07.4月～)

不在農地所有者等を対象にした農地管理・利用の情報提供・相談活動
・ 全国農業会議所に「田舎の農地利用相談室」設置
・ ホームページに「田舎の農地利用相談コーナー」開設
具体的取組み
・ 個別相談会の開催(新農業人フェアと同日開催)
・ 全国農地保有合理化協会の「担い手農地情報活用事業」との連携 等

3. 専門相談員の設置(元気な地域農業づくり応援隊)

農業構造の分析や農業経営の改善、地域農業ビジョンの策定等についての有識者を専門相談員として委嘱、支援・相談活動を実施
(これまでに8名を委嘱)

4. 農地制度・施策等の検討

「農地制度等有識者検討会」における今後の農地制度のあり方や農地政策の方向についての検討(07.3月に論点整理 組織討議を経て07.5.31に政策提案 具体的制度設計に対応し、さらなる検討)
ブロック別に「農地問題に関する有識者懇談会」を開催(メンバーは農業法人経営者、稲作経営者、農業委員および農業委員会職員、集落リーダー等)

5. 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

遊休農地の発生防止・解消対策強化推進要領及び申し合わせ決議の決定(07.7.31開催の都道府県農業会議会長会議で決定)
全国統一の農地パトロール月間(07.8月～11月)の実施
耕作放棄地実態調査(地図による耕作放棄地分布状況の把握)の実施
農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく「要活用農地」の指導の徹底

農業者年金加入推進大会開催要領(案)

- 魅力ある年金を自信をもって勤めよう -

平成 19 年 1 1 月
徳島県農業会議
徳島県農業協同組合中央会

1 趣 旨

農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手を確保するための政策年金である新しい農業者年金は、発足から 5 年が経過し、わが国農業を担う認定農業者など約 8 万 4 千人が加入する公的年金となっていますが、新制度発足当初の「当面 10 万人の加入者の確保」という目標は、これまでの新規加入者の水準では早期達成は極めて厳しい状況にあります。

平成 18 年度の全国での新規加入者は 2,296 人と前年度に比べて約 4 割増の伸びを示していますが、徳島県においては、年金制度に対する不信感や農産物価格の下落に伴う農家経済の低迷などの影響により、新規加入者数は依然伸び悩んでいるのが現状です。

こうした情勢を踏まえ、本県の農業委員会組織ならびに J A グループは地域における加入推進活動の核となるリーダーを育成・確保し、地域の実態に応じた加入推進活動を展開するため、本年度より「加入推進特別対策」を実施し、「加入者 10 万人早期達成のための 3 カ年計画」で示された新規加入目標の実現に向けて精力的に取り組むこととしています。

そこで、県下の農業者年金制度に関わる各機関が一堂に会し、加入推進に関する情報を交換するとともに、今後の加入推進活動の意思結集を図るため本大会を開催します。

2 主 催

徳島県農業会議、徳島県農業協同組合中央会

3 後 援

徳島県信用農業協同組合連合会

4 参加者

市町村農業委員会の役職員及び農業者年金担当者、農業協同組合の役職員及び農業者年金担当者、加入推進部長

5 日 時

平成19年11月8日(木) 13:30～16:30(12:30開場)

6 場 所

徳島市北佐古一番町5-12

J A会館 「別館ホール」

7 内 容

(1)情勢報告

「農業者年金を取り巻く情勢と加入推進活動の在り方」(仮題)

農業者年金基金 理事 石島 一郎 氏

(2)事例発表

「魅力ある農業者年金を自信をもって勧めよう」(仮題)

阿南市農業委員会 会長 萩野 敏則 氏

(3)申し合わせ決議

農業者年金の加入者10万人早期達成に向けた申し合わせ決議

板野郡農業協同組合 代表理事組合長 湯浅 正治 氏

(4)記念講演

知恵とパワーで地域農業を変えよう

- 時間軸と空間軸を見据えて -

東京大学名誉教授 今村 奈良臣 氏

品目横断的経営安定対策推進の課題等について(意見集約)

徳島県農業会議
平成19年9月

1. 品目横断的安定対策の啓発・普及の問題点と改善点

本制度が、市町村行政として主体的な位置づけがなされていないという感触があることから、市町村間でその対応に温度差が生じている。とくに、国が(農政事務所)県、農協を交えて農家への説明会や講習会を実施しているため、農家から制度の仕組みや加入要件を問い合わせられても、認識不足で詳しい説明が出来ないのが現状である。(A市協議会)

品目横断の説明会が少なすぎて、制度を理解されている方が少ないと思う。説明会はこれまで、数回あったが、内容が複雑でわかりにくい点が多いので、時間をかけて説明会を開いて欲しい。~何かの会合の最後の方にするのではなく、品目横断のみの会合を開いて欲しい~(H町協議会)

多くの国民にこの制度を理解してもらうための措置を講じて欲しい。たとえばTV等を利用して農水省名でPRをして欲しい。(A市協議会)

当市では、広報で本対策についてわかりやすく掲載しているつもりですが、制度の内容、手続き等が煩雑で農業者からは十分な納得が得られていない。(M市協議会)

具体的に、農家積立金(拠出金)がいくらで、どれだけ減少すればいくら交付金が出るのかの金額を記入したものがあれば推進しやすい。また拠出以上の減少がある場合は交付金はどうなるのかといったことを示すべき。(M町協議会)

本制度の加入要件について、生産調整との関係が認定農業者制度を含めて明確な整理が出来ていないので、出来れば生産調整との関係を明確化した通知等を頂きたい。生産調整が加入障害の大きなネックである。また、1毛田では麦作はできない。(K市協議会)

本市の農業は多品目の野菜を中心とした複合経営に特色があるが、現在の対策には、米・麦等に限定され、本市の農業形態には馴染まないため、対象品目を野菜にも拡充することを要望する。(T市協議会)

2. 品目横断的安定対策の仕組みの問題点と改善点

本制度は、大規模農家にとっては取り組み可能ですが、小規模な農家が多い本市では、加入要件の特例措置でもまだハードルが高く加入が困難である。

(A市協議会)

当市では、本対策によって、認定農業者や集落営農組織等の担い手を育てることは困難。対象品目を取ってみても、東北・北海道を対象とした制度との認識が農家には強いことから、園芸作が多い地域では、米・麦への期待は薄くメリットを感じていないため加入の意志も極めて薄い。

(A市協議会)

この対策に加入する農業者は、水田の転作を達成していなくとも、米の生産確定数量の範囲で保証されることもあるといているが、認定農業者は、水田の転作を達成しなくてはいけないのではないかと。1毛田では生産調整できないことから加入を難色を示す。(A市協議会)

特例を適用しても過疎地域の中山間地域では面積が大きすぎる。現実的に水稲での加入は可能だとしても2.6ha以上の適用農家は3戸。水稲のみの加入では、米価下落傾向の中で、制度の先細り感がありメリットを感じていない。

(M町集落営農代表)

本制度のナラシ対策については、麦作などは1毛田が多い本市の水田圃場の状況を考えると取り組みにくい内容が多くある。また、本対策の内容がいつまで続くのか、本対策の後の内容がどうなるかなど、不安を感じる農家が多い。

(K市協議会)

対策の内容、手続きが複雑すぎてわかりにくい。もっと簡素化して欲しい。

(H町協議会)

3. 品目横断的経営安定対策を通じた認定農業者等担い手の育成・確保上の問題点

集落の将来に対して危機感を持っている。このため、集落営農に対する意識は高揚されつつあるが、めざす集落営農のなかみは、農機具の共同利用、オペレータ型の集落営農をイメージしている。経理の一元化、法人化計画等については難色を示す農家も少なくない。(M市協議会)

一番は高齢化による人的不足。このため、集落営農組織の立ち上げを検討する集落があるが、5年以内の法人化は現実的に難しい。このため、施策が大規模農家に集中する中で、集落営農にも結びつかないため、結局、零細農家の切り捨てに繋がっているとの意識がある。(M町集落リーダー)

集落営農の推進をしているが、認定農業者の潜在意識に経営拡大に対する危機感(貸し剥がしの問題)がある。20年以上の定期借地権制度に期待。(K市認定農業者組織代表)

4. 品目横断的安定対策の事務手続き等の問題点と改善点

平成18年11月に耕作証明を発行したが、同内容で平成19年8月付で再度証明。同内容の証明が何度も必要か。また、同対策の中では「農地基本台帳の写しまたは耕作証明」を発行することになっているが、個人情報の取扱が厳しい中での発行となるため、公文で依頼をしていただきたい。(H町協議会)

農地基本台帳の写しの発行は、個人情報保護の観点から好ましくない。(K市協議会)

5. 品目横断的安定対策関連の税制上の問題点と改善点

新たに創設された準備金制度については、担い手協議会担当者会議で説明を受けたが、新たな制度の周知については、国または県レベルで考えていただきたい。またこの制度の適用を受けるために、必要な手続きが煩雑なので、手軽に利用できるよう簡素化できないか。(A市協議会)

周知・広報不足。農家の方々に理解されていない。(M市協議会)

6. その他農政対策

平成22年以降の品目横断、米政策改革推進対策はどうなるのか。将来の展望がもてない。

(A市協議会)

土地利用型農業の体質強化は重要であるが、園芸作の多い本県のような地域では、これらを含めた経営所得安定対策を求める声が極めて強い。

(T市協議会)

農業基盤整備事業の実施要件に、集落営農の取り組みを位置づけてはどうか。

(M町集落リーダー代表)

総理の諮問機関である経済財政諮問会議の意見が農政を先導しているが、この意見には農村の実態が反映されているとは到底思われない。

(K市認定農業者組織代表)

地方キャラバンの結果について

品目横断的経営安定対策をはじめ農政改革について、本省幹部が生産現場まで出向き、農業者をはじめ関係者から直接御意見等をお聞きする取組(地方キャラバン)を8月29日から10月5日まで実施し(東京、神奈川、大阪を除く44道府県で実施。) 農政改革に関しては、以下のような御意見等が各地で数多く出された。

1 農業者からの声

(1) 品目横断的経営安定対策

制度説明

過去実績で交付額が算定される意味や、産地づくり交付金との違いがわからない等、制度の仕組み・内容が理解しづらい。 農家がわかるよう、説明を工夫してほしい。

わかりやすいパンフレットや、ビデオ、手取りがわかるシミュレーション等、平易に理解できるような資料を作してほしい。

加入要件・加入手続

面積の特例があるといっても厳しいので、基準を更に緩和してほしい。

集落営農については、経営としての実体が整っておらず、5年以内に農業生産法人化しなければならないという要件が厳しい。

加入申請書類が細かい上、農地関係等の添付・確認書類も多過ぎる。 また、経営に変化がないのに毎年加入手続を行うのは煩瑣である。集落営農の代表者等は、農地・水・環境保全向上対策等も併せると、事務だけで忙殺され、簡素化してほしい。

麦の加入申請時期(6~8月)については、翌年の営農計画がきちんと立った後にするよう見直してほしい。

交付金の対象品目・水準・支払時期等

対象品目は、地域の実情を踏まえて検討してほしい。（そば、なたね等）

従来の一俵いくらという制度と異なり、不作の時には保障があるとはいえ、過去実績では豊作の場合でもそれに見合った収入が増えず、何となく違和感がある。

緑ゲタ（注：生産条件不利補正対策のうち過去の生産実績に基づく支払）について、直近の収量の実勢を反映していないのではないか。

農地の権利移動に伴う緑ゲタの移動が当事者協議となっているため、トラブルが多発しており、ルールを定めてほしい。

麦について、黄ゲタ（注：生産条件不利補正対策のうち毎年の生産量・品質に基づく支払）の対象数量に、アローワンスを超えた分も入れてほしい。

緑ゲタ及び黄ゲタの交付金の交付が遅く資材の購入資金等が確保できないので、農家の資金繰りを考慮し交付時期を早くしてほしい。

ナラシ対策（注：収入減少影響緩和対策）については、米価が大幅に下落した場合には、経営の安定につながらないため、さらに改善してほしい。

個人等が行う米の直接販売について、ナラシ対策の対象となるためには、市場価格に連動して価格改訂を行うことが要件となっており、かつ、JAに出荷するものに比べて、契約書等の提出書類が多く不公平。

資金が乏しい時期（7月）にナラシ対策の拠出金の拠出を求められ、対応に苦慮している。拠出時期を遅くしてほしい。

交付金申請手続は年2～3回行う必要がある、煩瑣である。加入申請手続とも併せて事務が大変であり、簡素化してほしい。

（2）集落営農の取組

組織化に当たって、リーダーが不在であるとともに、経理の一元化等運営に対する不安がある。

集落営農を法人化すれば、収支が明確となり、経営を効率化する必要があるが、条件の悪い地域や高齢者が多いところではなかなか難しい。

新しい作物の導入、組織運営に対する経費への支援等、集落営農の経営や運営が将来とも円滑にいくよう、より一層の対策を講じてほしい。

(3) 米政策

米価の下落が続き、将来が大変不安。再生産が可能となる所得が確保できるような対策を講じてほしい。

米の生産調整については、過剰作付の県や農業者が多く、実施している者が不利益を受けないような対策が必要。

生産調整を円滑に進めるため、産地づくり交付金の維持・増額をしてほしい。

(4) 農地・水・環境保全向上対策

この対策は、地域の活性化に有効に使われているという評価。事務・確認手続が煩瑣であり、簡素化してほしい。

(5) 農政への現場の声の反映

地方キャラバンで出された意見等については、農林水産省内できちんと受け止めて、必ず実のある改善策を講じてほしい。

2 行政・関係団体からの声

行政や関係団体からは、上記のような生産現場と同様の声があったほか、次のような意見等が出された。

(1) 懸念事項

小規模に農業を営んでいる高齢者等が、要件に達することができない等により対策に参加できず、集落営農組織への参加にも得心がいかないため、「農業者としてのプライド」が傷つけられたと感じたのではないか。

集落内部で対策の対象となる一部の担い手と対象とならない多くの非担い手に分かれ、その結果、非担い手が生産調整や共同作業等に協力しなくなるなど「集落の和」が乱れてしまうことが懸念される。

「戦後農政の大改革」と喧伝されていたが、中身を見ると米・麦・大豆等土地利用型農業の品目に限られ、説明を受ける機

会が少なかった野菜・果樹や畜産地帯等の農業者は期待外れという感じを持ったのではないか。

(2) 政策の基本的考え方

政策をすぐに変更するようだと、現場は混乱するし、「猫の目農政」と批判を受けることを懸念する。

農業従事者の減少や高齢化が進行し、このままでは展望が開けない中、担い手の育成により将来にわたって地域の農業を維持していこうとする今回の政策については、一定の改善は必要だが、方向は維持することが必要。

今回のキャラバンで出された御意見等については、省内の「農政改革三対策緊急検討本部」において、今後の対応策を検討する。

検討に当たっては、

我が国の土地利用型農業の体質強化を進め、食料の安定供給の確保を図ること

国際規律に耐え得る政策体系を確立すること

という制度の根幹となる考え方は維持しつつ、地域活性化も含めた幅広い視点で検討し、可能なものから改善していく考えである。

問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

経営安定対策室推進指導班

代表：03-3502-8111（内線5138）

直通：03-3502-5601

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>